

Title	ユニバーサルサービス確保と競争政策のあり方
Sub Title	Competition policy and universal service
Author	井手, 秀樹(Ide, Hideki)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2010
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.53, No.4 (2010. 10) ,p.1- 10
JaLC DOI	
Abstract	ユニバーサルサービスの維持とその確保策は、規制緩和された電気通信、運輸部門、郵政事業等での重要な問題である。日本の電気通信では2006年から、ユニバーサルサービス料として1番号当たり8.4円利用者から徴収することにより、ユニバーサルサービスが確保されるスキームが導入された。しかし、ユニバーサルサービスの定義、内容は時代とともに変化し、その結果、「誰が」「何を」「どうやって」という問題の複雑性が増す場合がある。電気通信分野でも移動体通信をユニバーサルサービスに含めるのか、IP電話もそうなのか、ユニバーサルサービスを負担する事業者の範囲等の議論が必要になる。一方、郵政事業では郵政改革法案が国会で可決された場合、郵便、郵便局だけでなく、金融もユニバーサルサービスとなる。国が国民に対して負っているユニバーサルサービス提供義務を日本郵政に課すことにより、義務履行コストに見合う所要の処置を日本郵政に講じるとなっているものの、所要の措置については未解決のままである。さらに郵便事業のユニバーサルサービス維持のための確保策は独占の留保（リザーブドエリア）、補助金、入札、ユニバーサルサービス基金、税の免除等が考えられるが、現在に至るまで結論が得られていない。
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20101000-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ユニバーサルサービス確保と競争政策のあり方

井手 秀 樹

<要 約>

ユニバーサルサービスの維持とその確保策は、規制緩和された電気通信、運輸部門、郵政事業等での重要な問題である。日本の電気通信では2006年から、ユニバーサルサービス料として1番号当たり8.4円利用者から徴取することにより、ユニバーサルサービスが確保されるスキームが導入された。しかし、ユニバーサルサービスの定義、内容は時代とともに変化し、その結果、「誰が」「何を」「どうやって」という問題の複雑性が増す場合がある。電気通信分野でも移動体通信をユニバーサルサービスに含めるのか、IP電話もそうなのか、ユニバーサルサービスを負担する事業者の範囲等の議論が必要になる。一方、郵政事業では郵政改革法案が国会で可決された場合、郵便、郵便局だけでなく、金融もユニバーサルサービスとなる。国が国民に対して負っているユニバーサルサービス提供義務を日本郵政に課すことにより、義務履行コストに見合う所要の処置を日本郵政に講じるとなっているものの、所要の措置については未解決のままである。さらに郵便事業のユニバーサルサービス維持のための確保策は独占の留保（リザーブドエリア）、補助金、入札、ユニバーサルサービス基金、税の免除等が考えられるが、現在に至るまで結論が得られていない。

<キーワード>

規制緩和、ユニバーサルサービス、ユニバーサルサービス基金（ファンド）、郵政改革、郵便のユニバーサルサービス、ブロードバンド、競争中立的

はじめに

ユニバーサルサービスの維持は、民営化、競争導入に伴って解決しなければならない問題である。ユニバーサルサービスとは、「国民に不可欠なサービス（essentiality）」、「誰もが安い料金で利用できる（affordability）」、「どこでも利用可能（availability）」と一般的には理解されている。ユニバーサルサービスという言葉は電気通信、航空、鉄道、郵政事業等でも頻繁に登場するようになり、現在ではかなり知られた言葉になっている。

このユニバーサルサービスは電気通信政策の主要な課題の1つであり、かつてOECDの報告

表1 ユニバーサルサービス構成要素

副次的概念	構成要素
地理的に普遍的な利用可能性 (universal geographical availability)	地理的なユニバーサルサービス
アクセス上の無差別性 (non-discriminatory access)	ユニバーサルサービスの質 普遍的に利用可能なユニバーサルアクセス 障害者によるユニバーサルアクセス
経済的に利用可能であること (affordability)	ユニバーサルサービスの料金

書でユニバーサルサービスは表1のようにまとめられている。

現在、日本の電気通信分野ではユニバーサルサービス基金によって1番号当たり8.4円を利用者が負担することにより、ユニバーサルサービスが維持されている。

このユニバーサルサービスが何かということは知られているが、「誰が」「何を」「どうやって」補助するかということは、自由化の進展に伴って極めて混沌とした状態になってきているように思える。電気通信では1960年代までは「誰が」というと電話会社であった。電話会社は自然独占性があるとされ、独占が保証されていた。それによって赤字サービスや赤字地域は、黒字サービスや黒字地域からの内部補助で供給されていた。こういう形がアメリカに限らず、どこの国においても1つの決まったパターンであった。「何を」といった時、当時は音声サービスしかない。過疎地や低所得者が電話を使えないということがないように、できる限り電話が使えるようにという再配分の措置が取られたのである。この場合、音声サービスという対象がはっきりとしているからコンセンサスも得られやすかったと考えられる。同時に、電話の場合、ネットワーク外部性が働くので、効率性という観点からもそうした措置が取られた。

1970年代に入り、電気通信の自由化により、アメリカではMCIという長距離電話会社が参入した。アメリカでは長距離に参入が起こった時に、既存の電話会社(AT&T)が負担しているような市内の赤字部分については、新規参入者も応分の負担をすべきだという考え方から、アクセス・チャージ制度が導入された。これは市内網への接続(アクセス)のためのアクセス・チャージという一般論ではなく、アメリカにおける市内の赤字を市外が補填するというルールであった。ただ、これは応急措置であって、その後応急措置では繕えなくなって、ユニバーサルサービス基金制度が導入されたという経緯がある。

ところが21世紀になり、多くの場合、独占企業だった電気通信はワイヤーラインとワイヤレスに分けられ、ISP(Internet Service Provider)もある。そこで「誰が」といった時に非常に多くの通信手段があり、特定することが難しくなっている。また「何を」といった時に以前は音声サービスだけであったものが、データや画像とか音楽といったあらゆるものが対象になっている。さらに「どうやって」という場合も非常に難しくなっている。かつて自然独占の場合は、ある意味では一種の代行であって、独占している電話会社が利用者から料金を集めて、その料金の一部を赤字部門に補填していたという形であったが、これができなくなった今「どうやって」という方法について十分な議論がされているとはいえない。

1. 郵政事業とユニバーサルサービス

(1) 郵便の自由化の状況

2007年10月に実施された郵政民営化のパッケージについても、ユニバーサルサービスの問題は未解決のまま実施されている。郵便事業への競争導入に関しては、周知のように、2003年郵政公社の発足に伴い、「民間事業者による信書の送達に関する法律」が施行され、国の独占とされてきた信書の送達の事業について、民間事業者の参入が可能となった。クリームスキミング的な特定サービス型の「特定信書便事業」と全国全面参入型の「一般信書便事業」に分類し、参入を認めることとなった。

したがって、制度上は現在の郵便事業会社に独占領域（リザーブドエリア）は存在していない。しかし、日本の一般信書便役務についてはこれまで1社も参入がなく、事実上、郵便事業会社の独占領域となっている。この点は、安定的にユニバーサルサービスを確保するために独占分野を設定しているフランス、ドイツ、イタリア、アメリカ、カナダといった諸外国と異なっている。これらの国では独占分野を確保した上で、ユニバーサルサービス提供者は、独占分野から非独占分野（競争分野）への内部相互補助が、競争分野における競争条件に不利な影響を与えないように、種々の留保サービスと非留保サービスとの間で会計分離しなければならないといった制約がある。

現時点で参入企業がない一般信書便事業について、民間事業者の参入意欲を高める観点から、ユニバーサルサービスのための参入基準を緩和することも考えられる。クリームスキミング的な参入を容認すべきだという議論もある。郵便事業会社の売上高利益率が1%にも満たない現状で参入基準を緩めたところで、果たして新規参入があるのか疑問であり、またクリームスキミング的な参入を容認すれば、民営化後の国際物流への進出等の新規事業や経営の自由度が与えられてはいるものの、郵便事業会社はかなり厳しい経営に陥る可能性もあることから、公社化時の競争導入の枠組みは維持されたままである。

EU指令やEU諸国の場合、郵便事業体の独占領域を重量、料金等の基準で設定し、十数年かけてその範囲を段階的に縮小する方向で自由化が進められてきた。1997年のEU指令の制定は、欧州市場の統合に向けて、郵便市場の段階的かつコントロールされた自由化と、ユニバーサルサービスの一定水準の保障を目的としている。その概要は、加盟国が確保すべきユニバーサルサービスとして、すべての利用者が、すべての地において、利用しやすい料金で、平日（週5日）1回の集配、利用者ニーズを踏まえたアクセス・ポイント（郵便ポスト等）の確保、等を規定している。またユニバーサルサービス確保のため、書状で重量350g未滿かつ基本料金の5倍未滿の独占範囲を加盟国が設定することを認める。以上のほか、新規参入規制、料金や会計の原則等に関する欧州共通ルールを規定している。さらに2002年のEU指令の改正では、2003年1月1日から「重量100g未滿かつ基本料金の3倍未滿」に独占範囲を縮小することを規定し、さらに2006年1月1日から「重量50g未滿かつ基本料金の2.5倍未滿」に独占範囲を縮小している。EU指令

を受けて、EU加盟国は国内法を整備する義務を負っているが、イギリスは前倒ししてすでに2006年に独占範囲を撤廃し、全面自由化を実施している。またドイツも同様に1年前倒しして2008年に全面自由化することを閣議決定している（ドイツの場合、独占領域の確保は当初2002年末までの予定であったが、2007年末までに延長された経緯がある）。オランダは2008年1月1日に独占範囲を撤廃している。しかしながら、市場を開放したEU諸国において、新規参入者のシェアはいずれも10%弱で、既存の郵便事業者が圧倒的な市場シェアを占めている。ドイツやオランダは国内では実質的な独占を確保し、独占分野から得られた利益で国内外に事業を展開させることで事業者の成長を目指してきた。その点では事業者に対する経営の自主性、独立性を最大限認めるといふ産業政策的観点から郵便改革が実施されてきたといつてよい。

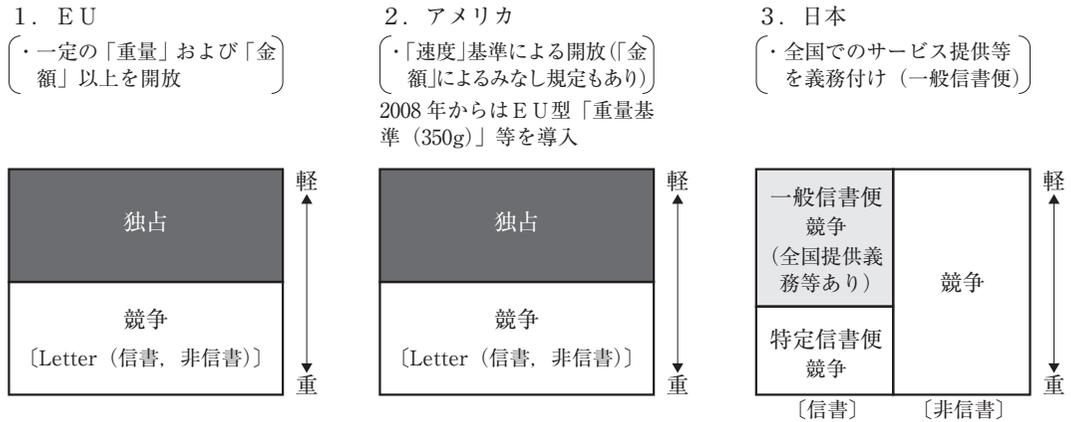
なお、EU第3指令では2009年に独占領域を廃止する予定であったが、2011年まで廃止時期を延期している。EUでは2009年に独占を撤廃した場合のユニバーサルサービスへの影響について評価を実施し、ドイツ、イギリス、オランダ、スウェーデンは独占領域撤廃に積極的であるのに対し、フランス、東欧諸国は消極的であったことから、2009年に独占範囲を廃止するのは難しく、2、3年延期された。

他方、アメリカでは2006年12月、郵便制度を改正する法律が成立。1971年に郵政省を郵便庁（USPS）に改組して以来、35年ぶりの制度改正が行われた。この制度改正はブッシュ大統領が設置した「USPSに関する大統領委員会」の報告書（「未来に向かって～ユニバーサルサービスを維持するための決断～」2003年7月）を踏まえたものである。主な改正としては、以下の3点である。①独占範囲の変更。従来、極めて緊急性の高い書状など高付加価値サービスのみに民間参入を認めてきたが、今回の制度改正により、現行の基準に加えて、重量基準と金額基準を導入し、重量350g、金額は基本料金の6倍（約280円）以上に民間参入を認める。②料金設定の弾力化。これまで郵便料金委員会の勧告に基づいて行われてきた料金改定について、市場支配的サービスについてはプライスカップ制を導入する。その他のサービスはUSPS経営委員会による決定のみとされた。③ガバナンスの強化。郵便料金委員会を郵便規制委員会に改組して、権限を強化し、またUSPS経営委員会に大企業経営経験者の枠を設ける。

（2）郵便ネットワークの開放

郵便のネットワークの開放については、ドイツ、イギリスの郵便事業で実施されている。ドイツでは市場支配的地位にあるドイツポスト（旧国営事業者）が他事業者に部分的サービスを提供する義務を負うこと等が法律で規定されている。新規参入事業者が複数の発送元から郵便物を取り集めて区分した上で、ドイツポストの集配拠点に持ち込むことにより、ドイツポストに配達を委託することができる。ドイツポストの大口顧客と同様、新規参入者が郵便物の事前区分をした上で持ち込むと3～21%の割引制度が適用される（この割引制度は当初、参入事業者には適用されなかったが、2005年のカルテル庁による命令、裁判を経て、参入事業者も割引制度を活用することが可能になった）。このほか、新規参入事業者による「ドイツポストと郵便局の秘書箱への配達」「転居情報の入手」に関するアクセス協定がドイツポストとの間で締結されている。

図1 郵便の独占範囲に関する欧米との制度比較：イメージ



またイギリスでは、ロイヤル・メールの免許条件にネットワークの開放義務を規定しており、新規参入者は企業から郵便物を取り集め、郵便番号ごとに区分した上で、ロイヤル・メールの集配拠点（全国72ヶ所）に持ち込むことができる。実際に、ロイヤル・メールと新規参入事業者（DHLグローバルメール社）によるネットワーク接続協定が締結されている。その接続協定の内容は、DHLグローバルメール社はロイヤル・メール社に対してロイヤル・メール社の料金の約60%弱（重量60gまでの書状でセカンドクラスの場合）の料金を支払い、ロイヤル・メール社は協定に基づく郵便物を2日間で配達しなければならない、というものである。

フランスでは2005年5月の法改正により、民間事業者は透明で非差別的な条件の下で郵便事業を行うに当たって不可欠な、ラ・ポストが保有または管理する施設、具体的には私書箱、郵便番号情報、住所変更情報、名宛人の住所変更の際の転送サービス等にアクセスできることを規定している。アクセス料金等の条件はラ・ポストが作成し、規制機関（ARCEP）に通知することとなっている。一方、ドイツ、イギリスでは配達のコモディティ等ネットワークへの接続については法律上規定されていない。

2. ユニバーサルサービスの確保策

競争市場においては、財政的に実行可能な条件下で、ユニバーサルサービス提供のためのセーフガードとして導入すべき多くの措置がある。ユニバーサルサービスの義務を有する郵便分野以外のエネルギー、電気通信、鉄道、航空等の分野での経験も参考にしつつ検討しなければならない。また郵便事業については、アメリカでは2008年12月にユニバーサルサービスの定義、およびユニバーサルサービスコストの算定、維持策について報告書を公表しており、イギリスも同様にイギリスにおける郵便のユニバーサルサービスを維持し続けるための提言をまとめた報告書を提出している。これらの内容については別の機会に譲ることとして、日本の郵便事業におけるユニバーサルサービス確保策について検討する。

(1) ユニバーサルサービス基金制度

郵政公社発足後3年間の郵便事業株式会社の経営状況をみると、収益は2002年度2.06兆円から2005年度1.91兆円と1500億円減少している。このうち約1000億円はメール便への移行であり、約500億円は単価の減少と考えられている。郵便事業株式会社の経営はさらに悪化することが予想される。赤字破綻化すれば、融資・増資等の必要性も出てくるであろうし、窓口への委託も困難になり、もちろんユニバーサルサービスを維持することが難しくなる。

日本では民営化当初より第3種郵便物（定期刊行物等）や第4種郵便物（盲人用の点字物等）といった政策的に低料金に抑えられている一部の「社会貢献業務」については、サービスの役務提供が困難になる場合に、社会貢献資金の交付を受けることができる（基金として年間60億円）。しかしこの基金は郵便事業全体のユニバーサルサービス維持にあてられるわけではない。なお、2009年の株式売却の凍結法案の成立でこのスキームも実施できなくなった。

そこでユニバーサルサービスを維持するためには、セーフティネットとして、ユニバーサルサービス基金制度の創設、あるいは国の補助金が考えられる。実際、フランス、イタリア、アメリカ、カナダでは補助金制度を導入している。本来、国民にとって本当に必要なサービスであれば、事業者が拠出する基金で賄われるべきではなく政府が補助金で行うべきである。しかし、日本では補助金は郵政民営化の流れに逆行するものであり、選択肢として適切ではない。

EU指令では、郵便事業でユニバーサル義務がその提供者にとって不当な財政的負担となっていると加盟国が判断した場合は、受給者から独立した機関によって運営される補償基金を創設することが可能と定めている。2000年にイタリア、2005年にフランスにおいてユニバーサルサービス基金制度が導入されている。また2008年にはドイツにおいて基金制度が発足している（フランス、ドイツでは制度はつくられたが実際には運用されていない）。しかしながら、諸外国においては、郵便分野の基金制度の有効性については懐疑的な意見が多い。イタリアでは電気通信で導入された制度を郵便でも活用し、参入事業者（個別免許事業者）は総売上高の3%を拠出することになっている。なお赤字会社に拠出義務はない。実際にユニバーサルサービス基金制度が始まっているが、表2から明らかなように基金への納付額は、毎年度、少額にとどまっている（2005年度約11万ユーロ、日本円で約1300万円）。基金でユニバーサルサービス維持を十分賄えるにはほど遠い。ユニバーサルサービスの費用の半分程度は政府の補助金（約4億ユーロ）で賄っている。イタリアでは基金のほか、独占範囲が認められており、さらにポスト・イタリアーネは基金へ拠出してない。

いずれにしても、ユニバーサルサービス基金制度を創設する場合は、ユニバーサルサービスの維持に必要な額、拠出金の徴収対象とする事業者の範囲、事業者からの徴収額等について、合理的な根拠を示しつつ明らかにする必要がある。日本でも基金創設を選択肢として考えるならば、ユニバーサルサービスコストの計測についても早期に検討に入るべきである。

さらにユニバーサルサービス基金を創設する際に、一般的に2つの重要な問題が生じる。

- 誰が基金に拠出しなければならないのか？ どのように拠出率が決定されるべきか？
- 主要な市場、あるいは関連市場への歪みを最小限にしつつ、ユニバーサルサービス義務にと

表2 イタリアのユニバーサル基金

(単位：万ユーロ)

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
USO 費用	111350	84300	86000	86500	68100	65100
政府補助金	43900	43900	42900	41500	33600	35900
補助金比率	39.4%	52.1%	49.9%	48.0%	49.3%	55.1%
新規事業者売上高	48	972	466	374	348	370
基金	1.4	29	14	11.2	10.4	11.1
基金の寄与率	0.00%	0.07%	0.03%	0.02%	0.03%	0.04%

って十分な基金を生み出すための課税対象ベースをどのように決めるのか？

第1に、基金は事業者への課税や利用者への直接課税を通して確保される。事業者への課税による基金には、いろいろな形態がある。税率は収入、利益、事業者によって配達された郵便物数に基づいて決められる。または、事業者は一定額（定額請負払方式：あらかじめ定められた額しか払わない）を基金に拠出するように求められる。さまざまな基金の拠出算定方法が考えられるが、実施が容易であることから、運用上、事業者収入に基づいて基金に拠出する方法が、多くの産業において用いられている。事業者に課税される場合には、利用者へ課税分が転嫁されることになる。それゆえ、最終的な利用者は、直接的あるいは間接的に基金へ拠出することになる。

事業者あるいは利用者の基金への拠出や、拠出額のベースを決定することに加えて、重要なことは参入事業者あるいは参入事業者と既存事業者の双方がファンドに拠出するかを決定することである。グロスの USO (Universal Service Obligation) 負担を助成するのであれば、新規参入事業者と既存事業者の双方が基金に拠出するべきであるが、ネットの USO コストが助成されるのであれば、新規参入事業者のみが基金へ拠出するべきである。そうでなければ、既存の USP (Universal Service Provider) 事業者が「二重の負担」となるからである。

誰が基金に貢献しなければならないかが決められたならば、以下の点に留意して課税対象を定めることが必要である。

- 狭く設定すれば十分な拠出基金が確保できないおそれがある。特に USO 負担が比較的大きくなりそうな場合、狭く課税対象を設定すれば、運用上、确实性に影響を及ぼし、結局、ユニバーサルサービスの維持が困難になる。狭く確定された課税対象から資金を生み出す1つの方法は、高い税率を新規参入者に対して課することであるが、これによって、新規参入企業（既存事業と同じくらい効率的であるか、より効率的な）が市場に参入することをより難しくする。したがって、これによって、生産性の低下とダイナミックな市場環境の妨げにつながるおそれがある。
- 逆にあまりに広い場合には、市場を歪めるリスクがあるかもしれないし、一部の事業者に対して相対的に高い税を課することになるかもしれない。特に、既存事業者が損失を出す割合が大きければ、広い課税対象（例えば、特定のサービス全部の収入への課税）は既存事業者に対して不相応に課税するリスクの可能性がある。さらに、新規参入事業者が、基金の課税対象の範囲外のサービスを多く提供している場合も、同様の影響を受ける。

(2) 国による補助金、税の減免措置

事業者や利用者に課せられた税によるユニバーサルサービス基金に比べてユニバーサルサービス義務の負担が大きい場合には、直接的な、または間接的な国による補助金が適している。ユニバーサルサービスを維持するための国からの補助金は競争中立的観点から支持される。しかし、当然のことながら、政府が投資家として、また規制主体としての二重の役割があることから、国からの資金提供については、ユニバーサルコストを算出する方法や補助金に関して、透明性の確保や事業体の効率性の厳しいチェックが求められる。

しかしながら、国からの補助金はEUやアメリカで実施されているものの、日本では民営化の経緯から考えて、ユニバーサルサービスの維持のために補助金を設けるという選択肢を採用することは難しいと考えられる。

その他の措置として、税の免除が考えられる。EUではユニバーサルサービスの維持のために、付加価値税を免除しているケースが多くみられる。例えば、ドイツでは、ドイツポストが提供するユニバーサルサービスに関して、付加価値税19%を免除している。これに対して新規参入事業者は全額を負担させられている。このことが競争を歪めており、競争事業者の付加価値税を免除すれば競争事業者の市場シェアが高まり、より競争が進展するとの指摘がある。したがって、税の免除についてはユニバーサルサービスの確保という観点と競争中立的であるか否かという観点から検討されなければならない(独占の範囲が撤廃される2011年に向けて、ドイツ連邦財務省において、ドイツポストに限定せず、郵便事業者が提供するユニバーサルサービスに関して付加価値税免除を適用する案を検討している)。日本の場合、選択肢として郵政グループ間の取引に関する消費税の免除といった措置が考えられるが、今後の検討課題である。

3. 今後の課題

ユニバーサルサービスの維持とその確保策を検討する際、まず、ユニバーサルサービスを提供するためにどのくらいのコストがかかっているかを明らかにする必要がある。日本の電気通信分野では、コスト算定ルールは2005年10月に改正されるまで、収入費用方式(相殺型)が採用されており、不採算地域の赤字と採算地域の黒字を相殺した上で賄い切れない額が純費用(図2のAの部分)とされていた。他方、2005年10月以降導入されたベンチ・マーク方式は、全国平均の費用を一定以上上回る地域のその上回る費用を合算した額を純費用(図3のB、Cの部分)とするものである。全国平均費用を超える部分がユニバーサル利用料(基金)の補填対象とされている。

一方、郵便事業においては、表3で示されるように諸外国でいくつかの算定が行われているものの、日本においては算定方法も算定結果も現時点ではない。③の政策判断に対する材料を提供するためにユニバーサルサービスコストの算定に取り組む必要がある。

ただ、電気通信分野ではユニバーサルサービスコスト算定に基づき、当該コストに対する具体的な支援制度と結びついているが、郵便事業では表3のようにコスト算定がアメリカ、イギリスにみられる具体的な支援制度と結びついていないのが現状である。

図2 収入費用方式（相殺型）

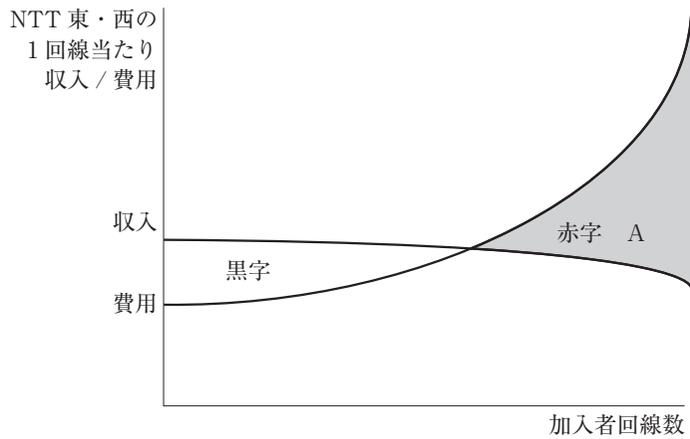


図3 ベンチ・マーク方式

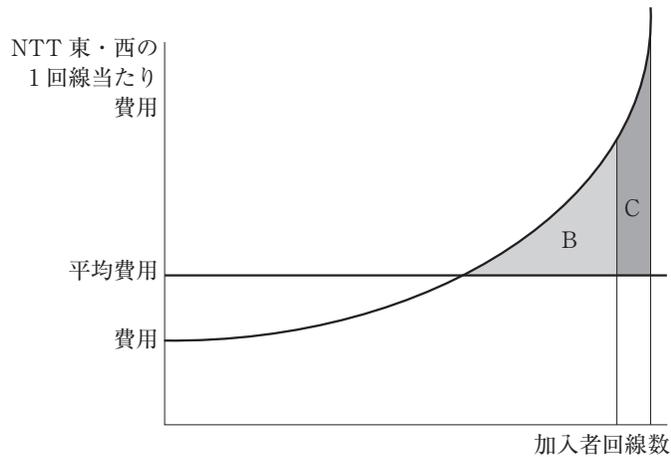


表3 諸外国のユニバーサルサービスコスト算定事例における算定目的

算定の主な目的	算定事例（括弧内は算定の主体）
①外部支援額算定の参考とするため	ノルウェー（ノルウェーポスト；～2005）
②法令等の定める報告要請を満たすため	オーストラリア（オーストラリアポスト）、ベルギー（規制機関BIPT）、スイス（スイスポスト）
③政策判断に対する材料を提供するため	アメリカ（規制機関PRC）、イギリス（規制機関ポストコム；旧算定）、イギリス（フロンティアエコノミクス）、デンマーク（規制機関DCA）、デンマーク（コペンハーゲンエコノミクス）、フランス（ラ・ポスト）

最後に、日本においては、2010年10月にあらためて閣議決定された郵政改革法案で、政府が国民に対して負っているユニバーサルサービス提供義務を日本郵政に対して課すことを鑑み、義務遂行コストに見合う内容の所要の措置を日本郵政グループに対して講じる、としているものの、具体的な所要の措置についての検討はされていない。2007年の民営化の際、郵便局を維持する目的および郵便の第3種、第4種といった政策的に低料金に抑えられているサービスを維持するために「社会・地域貢献基金」が創設された。これはゆうちょ銀行、かんぽ生命の株式の売却益、配当収入等の一部を原資とするもので、1兆円（最大2兆円）があてられていたが、すでに述べたように、株式凍結法案の成立で社会・地域貢献基金に代わる新たな措置が必要となる。また改革法案では郵便のみならず、ゆうちょ銀行、かんぽ生命といった金融サービスもユニバーサルサービス提供義務を日本郵政に対して課している。したがってこれらのサービスを維持するために必要な措置を講じることも必要になる。ユニバーサルサービスコストは誰が負担するのか、どうやって捻出するのか、未解決の問題である。

参 考 文 献

内閣官房「郵政改革法案関係資料」第174回国会提出。

井手秀樹（編）『規制と競争のネットワーク産業』勁草書房、2004年。

藤原淳一郎・矢島正之（監修）『市場自由化と公益事業』白桃書房、2007年。

Postal Regulatory Commission (2008) : Report on Universal Postal Service and the Postal Monopoly.

Richard Hooper CBE, Dame Deirdre Hutton, Ian R. Smith (2008) : *Modernise or decline—Policies to maintain the universal postal service in the United Kingdom.*